

馬頭町と小川町の合併に関する

# 住民説明会資料

豊かな自然と文化にはぐくまれ、  
やさしさと活力に満ちたまちづくり

新生「那珂川町」をめざして

平成17年1月

馬頭町 小川町

馬頭町・小川町合併協議会

## ごあいさつ

市町村を取り巻く情勢は、地方分権の進展、住民の日常生活圏の拡大、少子高齢化の進行、地方財政の悪化等著しく変化してきており、地方自治体はこれらの変化に的確に対応するため、地方分権の受け皿たりうる行政能力や財政基盤の強化を図ることが求められてきております。

このような中で南那須地区広域圏内でも平成 13 年度から市町村合併の調査研究が始まり、平成 15 年 7 月から昨年 10 月までは、合併協議会を設置して南那須 4 町合併に向けた協議を重ねてまいりましたが、残念ながら皆様の期待に応えることができませんでした。

馬頭町及び小川町は、通勤、通学をはじめ住民相互の交流も多く、また、生活、経済においても歴史的にも結びつきの強い地域でもあり、アンケートなどによる住民の意向を踏まえて検討した結果、2 町合併が次善の策として、昨年 11 月 16 日に合併協議会を設置し、合併にかかる基本的な事項や住民に関わりのある負担、サービスなどのほか、今後のまちづくりの基本となる建設計画について協議を行ってきているところです。

この住民説明会資料は、当協議会において慎重に検討してまいりました協議内容について、住民の皆様に分かりやすくお伝えし、理解を深めていただくために作成したものです。

2 町がお互いに信頼と協調をもって合併を推進し、次の世代を担う子どもたちのために、この地域にふさわしいまちづくりについて、皆様と一緒に考えてまいりたいと思います。

馬頭町・小川町合併協議会

会長 川崎 和郎

副会長 渡辺 良治

## 目次

ごあいさつ	1
合併協定項目の調整状況	
基本項目	2
基本的な事項	3
生活に関する事項	6
健康・福祉に関する事項	10
子育て・教育・文化に関する事項	14
産業・建設に関する事項	18
その他の事項	20
新町建設計画素案(概要)	21
今後の日程	32

# 合併協定項目の調整状況

## 基本項目

### 新町の名称

- 新町の名称は、「な か がわ まち那珂川町」です。

### 合併の期日

- 合併の期日は、平成 17 年 10 月 1 日です。

### 合併の方式

- 馬頭町及び小川町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とします。

#### ■面積・人口・世帯数

区 分	馬頭町	小川町	合 計
人 口 (人)	13,831	7,168	20,999
世帯数 (世帯)	3,795	2,014	5,809
面 積 (km <sup>2</sup> )	151.68	41.16	192.84

※資料：人口、世帯数は平成 12 年国勢調査

### 新町の事務所の位置

- 新町の事務所の位置は、現在の馬頭町役場とします。
- 小川町役場は、総合支所となります。

馬頭町役場／馬頭町大字馬頭 409 番地

小川町役場／小川町大字小川 2814 番地 1



馬頭町役場



小川町役場

# 基本的な事項

## 財産及び債務

- 財産及び債務は、すべて新町に引き継ぎます。
- 財産区有財産は、財産区有財産として新町に引き継ぎます。

## 議会の議員の定数及び任期

- 2 町の議会の議員は、合併特例法の在任特例を適用し、合併の日から平成 18 年 4 月 30 日まで引き続き新町の議会の議員として在任します。
- 在任特例適用後の議員の定数は 18 人となります。

### ■議会議員の定数及び任期

区 分	馬頭町	小川町	新 町	
			在任特例期間	在任特例適用後
定 数	18 (18) 人	14 (14) 人	32 (32) 人	18 人
任 期	平成 19 年 5 月 19 日まで	平成 19 年 4 月 29 日まで	平成 18 年 4 月 30 日まで	平成 18 年 5 月 1 日から 4 年間

※ ( ) 内は、現在の議員数

## 一般職の職員の身分

- 2 町の一般職員は、すべて新町の職員となりますが、職員数は新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めます。

### ■職員数

区 分	馬頭町	小川町	合 計
職員数(人)	193	111	304

※平成 16 年 4 月 1 日現在



## 一部事務組合等

- 南那須地区広域行政事務組合や栃木県市町村消防災害補償等組合等は、合併の日の前日をもって脱退し、新町において新たに加入することになります。
- 株式会社馬頭むらおこしセンター及び株式会社まほろばおがわは、現行のとおりです。

## 地域審議会等

- 合併特例法に規定する地域審議会等は設けないこととしますが、合併後の新町の一体性の確立、各地域の均衡ある発展及び地域住民の連携の強化を図るために、住民の代表で組織する「まちづくり推進会議(仮称)」というような附属機関を設置します。

## 特別職の身分

- 現在の 2 町の町長、助役、収入役及び教育長等の特別職(議会の議員及び農業委員会委員を除く)は、合併の日の前日に失職します。

- 合併の日から 50 日以内に新町の町長選挙を行い、新町長が誕生するまでの間は、職務執行者が町長の代理を務めます。
- 町長、助役、収入役及び教育長の任期は、法令の定めによりますが、給料の額は、現行の給料の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整します。
- 議会の議員及び農業委員会の委員の報酬の額は、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整します。
- 監査委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員等の委員数及び任期は、法令の定めによりますが、報酬の額は、現行の報酬及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整します。

## 条例・規則等

- 新町の条例、規則等の制定は、次の区分により整備します。
  - ①合併と同時に即時制定し、施行するもの
  - ②合併後、逐次制定し、施行するもの
  - ③合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの

## 事務組織及び機構

- 新町の組織及び機構は、次の事項を基本として合併時まで調整します。
  - ①住民サービスの低下をきたさないこと
  - ②町民が利用しやすいこと
  - ③町民の声を適正に反映することができること
  - ④指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確であること
  - ⑤簡素で効率的であること
  - ⑥新町建設計画を円滑に遂行できること
  - ⑦新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できること
  - ⑧地方分権に柔軟に対応できること



役場窓口（馬頭町）

## 公共的団体等

- 2 町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めますが、実情により統合できない団体は、新町において統合するよう調整に努めます。
- 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりです。

主な公共的団体／商工会、観光協会、シルバー人材センター、PTA 連絡協議会、体育協会、社会福祉協議会 等

## 補助金、交付金等

- 補助金、交付金等は、新町において公共的必要性、有効性、公平性を考慮した基準を設け交付します。
- 同一又は同種の補助金等は、団体の統合を促し統一に努めます。

## 字名

- 2 町の字の区域は、現行のとおりとします。名称は現行の名称から「大字」を削除します。

《具体例》

栃木県那須郡馬頭町大字馬頭 409 番地 → 栃木県那須郡那珂川町馬頭 409 番地

栃木県那須郡小川町大字小川 2814 番地 1 → 栃木県那須郡那珂川町小川 2814 番地 1

## 慣行

- 町章、町歌、町民憲章、町の花・木・鳥等は、新町において定めます。
- 名誉町民は、新町に引き継ぎます。 ● 町章



## 消防団

- 消防団及び水防団の組織は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統合します。

### ■消防団の団員数及び分団数

区 分	馬頭町	小川町	合 計
条例定数 (人)	407	243	650
現団員数 (人)	395	231	626
分団数 (分団)	19	11	30

※平成 16 年 4 月 1 日現在



## 消防防災関係

- 防災会議は、合併時に設置します。また、地域防災計画は、新町において策定します。
- 防災行政無線は、現行のとおり引き継ぎます。

## 行政連絡組織

- 行政連絡組織は、合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに行政区制度に統一します。
- 行政区の区域及び名称は、地域住民の意向を尊重して、新町において調整します。

区 分	馬頭町	小川町
地区数 (自治会・行政区)	26 大字自治会	14 行政区

## その他

- 投票区は、現行のとおりです。

### ■投票区

区 分	馬頭町	小川町	合 計
投票区数 (箇所)	19	10	29
選挙人名簿登録者数 (人)	11,027	5,745	16,772

※平成 16 年 12 月 2 日現在

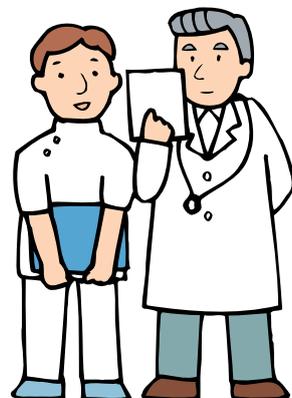
# 生活に関する事項

## 地方税

- 個人・法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税、鉱産税及び特別土地保有税の税率は、現行のとおりです。
- 国民健康保険税の税率は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度からは、医療費の動向を基にして支出額を推計し、健全で円滑な運営を確保できる税率に統一します。なお、急激な負担の増減がないよう配慮します。また、納期は8期となります。

### ■国民健康保険税の状況

区 分			馬頭町	小川町
税	所得割	医療分	6.5 / 100	6.7 / 100
		介護分	0.8 / 100	0.71 / 100
	資産割	医療分	40.0 / 100	35.0 / 100
		介護分	5.0 / 100	5.0 / 100
率	均等割	医療分	12,000円	13,500円
		介護分	5,000円	4,400円
	平等割	医療分	18,000円	17,200円
		介護分	2,500円	2,400円
限度額	医療分	530,000円	530,000円	
	介護分	80,000円	70,000円	
納 期			6 期	6 期



- 前納報奨金は、次のとおり統一します。

区 分	交付率	交付限度額	対象納期
個人町民税	1 / 100	27,500円	1期全額納付
固定資産税	1 / 100	35,000円	1期全額納付

## ケーブルテレビ放送事業

- ケーブルテレビ放送事業及びケーブルテレビ高度化事業は、新町に引き継ぎます。なお、地域の一体性の確立を図るため、地域高度情報化計画を策定し、合併後3年程度を目途にケーブルテレビの新町全域化を推進します。

## 広報広聴関係事業

- 広報紙は、毎月1回、10日に発行します。
- 公式ホームページを合併時に開設します。

## 使用料、手数料等

- 公共施設等の使用料等は、現行を基本に調整しますが、類似する施設の使用料は可能な限り均衡を図るようします。
- 2 町に差異のある手数料は、次のとおり統一します。

区 分	新 町	備 考
家屋に関する証明手数料	200 円	5 棟を超える 1 棟増すごと 20 円を加算
住宅用家屋証明申請手数料	1,300 円	
印鑑登録証交付手数料	300 円	
住民票の写しの交付手数料	200 円	1 枚増すごとに 200 円を加算

## 交通関係事業

- 町営バス、コミュニティバス及びスクールバスは、現行のとおりに新町に引き継ぎます。
- 地方路線バスは、現行の路線が維持されるよう努めます。

### ■交通関係事業（スクールバスを除く）

区 分	馬頭町	小川町	合 計
町営バス	5 路線	—	5 路線
コミュニティバス	—	6 路線	6 路線
地方路線バス（東野交通）	2 路線	2 路線	4 路線
地方路線バス（JR バス）	2 路線	1 路線	3 路線



コミュニティバスを利用する子どもたち（小川町）

## 環境対策事業

- 環境監視員制度は、合併時まで統一します。
- 土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止は、現行のとおりです。
- 畜犬の登録及び狂犬病予防、墓地・納骨堂、火葬場、大気汚染、水質汚濁、環境消毒事業及び公営墓地は、現行のとおりです。
- 生活用水確保対策事業補助制度は、全町で実施します。

### ■生活用水確保対策事業補助制度

区 分	事業の目的	補助率
新設事業	上水道事業及び簡易水道事業の給水区域外で、生活用水の確保を図る。	80 / 100 補助金上限額 100 万円
改修事業		50 / 100 補助金上限額 50 万円

## ごみ収集運搬業務事業

- ごみの排出方法、分別種類及びごみ処理手数料等は、合併時まで統一します。
- ごみの収集回数は、次のとおり統一します。

区 分	馬頭町	小川町	新 町
可 燃 ご み	週 1 ~ 2 回	週 2 回	週 2 回
不 燃 ご み	月 1 回	月 1 回	月 1 回
粗 大 ご み	年 2 回	隔月 1 回	隔月 1 回
有 害 ご み	年 2 回	年 2 回	年 2 回
資 源 物	月 1 回	月 1 回	月 1 回

- ごみの資源化対策の補助金は、次のとおり統一します。

区 分	内 容
機械式生ごみ処理機補助金	機械式生ごみ処理機を購入した場合、購入費の 1 / 3 以内を補助します。(上限 20,000 円、1 世帯 1 台)
資源ごみ回収報奨金	資源ごみ回収運動に協力した団体に対して報奨金を交付します。



## 上下水道事業

- 水道料金は、合併時は現行のとおりとし、合併後に統一します。
- 水道加入金は、次のとおり統一します。

区分	13mm 以下	20mm 以下	25mm 以下	30mm 以下	40mm 以下	50mm 以下	75mm 以下	100mm 以下
金額	63,000円	126,000円	226,800円	315,000円	567,000円	907,200円	1,575,000円	3,675,000円

- 下水道使用料は、合併時は現行のとおりとし、馬頭処理区の供用開始後に速やかに統一します。
- 農業集落排水使用料は、合併時は現行のとおりとし、合併後に統一します。
- 下水道及び農業集落排水事業の受益者分担金は、現行のとおりとします。(合併後においても従前の処理区ごとに引き継ぎます。)
- 水洗便所等改造融資あっせん及び利子補給は、合併時は現行のとおりとし、馬頭処理区の供用開始後に統一します。
- 合併処理浄化槽設置整備事業費補助は、現行のとおりとします。なお自治会公民館に50人以下の浄化槽を設置する場合にも補助金を交付するよう統一します。

### ■料金の比較の例

区分	馬頭町	小川町
水道料金	6,405円	5,090円
水道加入金	63,000円	63,000円
下水道使用料	—	3,940円
受益者分担金	—	150,000円
農業集落排水使用料	3,780円	3,940円
受益者分担金	400,000円	150,000円

※水道料金は、口径13mmで1ヶ月30m<sup>3</sup>を使用した場合の金額です。

※下水道、農業集落排水使用料は、1ヶ月30m<sup>3</sup>を使用した場合の金額です。

ただし、馬頭町の農業集落排水使用料は、一世帯4人家族で1ヶ月使用した場合の金額です。

※表中の金額は、消費税を含んだ金額です。



# 健康・福祉に関する事項

## 国民健康保険事業

- 人間ドック及び脳ドックは、国民健康保険税の滞納のない世帯の満 35 歳以上の被保険者が受けた場合に、費用の 7 割（上限 30,000 円）を助成します。
- 国保高額療養費支給事務、療養費支給事務、国民健康保険被保険者健康指導事業及び出産育児一時金・葬祭費の支給は、現行のとおりです。
- 国民健康保険運営協議会の委員の定数は、12 人とし、新町において選任します。
- 高額療養費貸付事業は、高額療養費の 9/10 以内として、貸付額の限度額は 50 万円とします。

## 介護保険事業

- 介護保険事業計画は、合併時まで策定します。
- 第 1 号被保険者の保険料及び納期は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一します。
- 保険給付、高額介護サービスは、現行のとおりです。

## 障害者福祉事業

- 障害者福祉計画は、合併後、速やかに策定します。
- 特定疾患福祉手当等は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から特定疾患患者見舞金として 9 月と 3 月に支給します。
- 次の障害者福祉事業は、2 町に差異がないので、現行のとおりです。
  - ①身体障害者（児）補装具の交付及び修理
  - ②重度障害者（児）日常生活用具給付等事業
  - ③重度身体障害者住宅改造費助成事業
  - ④身体障害者更生医療給付事業
  - ⑤重度心身障害者医療費助成事業
  - ⑥身体・知的障害者及び障害児支援費制度
  - ⑦障害者援護措置
  - ⑧障害者相談支援事業
  - ⑨精神障害者ショートステイ事業
  - ⑩精神障害者ホームヘルプサービス事業
  - ⑪精神障害者地域生活援助事業
- 障害者福祉作業所は、現行のとおり引き継ぎます。



## 高齢者福祉事業

- 高齢者保健福祉計画は、合併時まで策定します。
- 生きがい活動通所支援事業は、現行のとおりとし、合併後、速やかに調整します。

- 次の高齢者福祉事業は、2 町に差異がないので、現行のとおりです。

- ① 家族介護慰労事業
- ② 介護予防プラン作成事業
- ③ 老人保護措置事業
- ④ 緊急通報体制等整備事業



ゲートボール大会（馬頭町）

- 次の高齢者福祉事業は、2 町に差異があるので、次のとおり統一します。

区 分	内 容	統一時期
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	在宅の寝たきり高齢者の寝具を洗濯・乾燥消毒をする場合に助成します。	翌年度
家族介護用品支給事業	在宅の寝たきり老人等介護手当支給事業の該当者で常時おむつ使用者に月額 5,000 円を支給します。	翌年度
在宅高齢者等介護手当給付事業	在宅の寝たきり老人等の常時介護者に、月額 5,000 円を支給します。	翌年度
生活支援ホームヘルプ事業	事業内容は現行のとおりとし、利用者負担は 1 時間あたり 250 円に統一します。	翌年度
軽度生活援助事業	在宅の一人暮らし高齢者等を対象に、自立生活援助等の助成を、全町で実施します。	合併時
老人日常生活用具給付等事業	一人暮らし等の高齢者を対象に、日常生活用具の給付等を全町で実施します。	合併時
生活管理指導短期宿泊事業	65 歳以上の高齢者等で虚弱な方等を対象に、一時的に施設に宿泊させて生活習慣等の指導を行うもので、全町で実施します。	合併時
敬老祝金	満 80 歳に 10,000 円 満 85 歳に 20,000 円 満 90 歳に 30,000 円 満 95 歳に 30,000 円を支給します。	翌年度
100 歳到達者祝詞事業	満 100 歳の誕生日に 100,000 円の敬老祝金と花束を贈呈します。	翌年度

- 敬老会は、新町において速やかに調整します。

## その他の福祉事業

- 追悼式は、新町において調整します。
- 災害弔慰金は、現行のとおりです。
- 災害見舞金は、合併時に統一します。

## 保健予防事業



### ■母子保健事業

区 分	内 容	統一時期
母子保健計画	合併後、速やかに策定します。	—
乳幼児健康診査	現行のとおりとし、事業内容は合併時まで調整します。	合併時
乳幼児健康診査精密健康診査	現行のとおりです。	—
妊産婦健康診査	妊婦一般健康診査受診票の交付回数を妊娠前期、後期とも2回とします。	合併時
妊産婦医療費助成	現行のとおりです。	—
妊婦超音波検査	現行のとおりです。	—
育児等健康支援事業	おかあさん塾等を全町で実施します。	翌年度

### ■老人保健事業

区 分	内 容	統一時期
健康教育（集団指導・個別指導）	現行のとおりとし、翌年度から事業内容は、自己負担の有無も含めて統一します。	翌年度
定期健康相談	町民を対象に全町で実施します。	合併時
病態別栄養相談	現行のとおりとし、翌年度に事業内容を統一します。	翌年度
基本健康診査（集団健診）	現行のとおりとし、翌年度から自己負担は無料とします。	翌年度
基本健康診査（施設健診）	合併年度は現行のとおりとし、翌年度から全町で実施します。	翌年度
肝炎ウイルス検診	現行のとおりとし、翌年度から自己負担は無料とします。	翌年度
胃がん検診	現行のとおりとし、翌年度から自己負担は無料とします。	翌年度
肺がん検診	現行のとおりとし、翌年度から自己負担は無料とします。	翌年度
大腸がん検診	現行のとおりとし、翌年度から自己負担は無料とします。	翌年度
前立腺がん検診	合併年度は現行のとおりとし、翌年度から自己負担は無料として全町で実施します。	翌年度
子宮がん検診（集団検診）	現行のとおりとし、翌年度から自己負担は無料とします。	翌年度

区 分	内 容	統一時期
子宮がん検診 (施設検診)	現行のとおりです。	翌年度
乳がん検診 (集団検診)	現行のとおりとし、翌年度から検査項目を統一して、自己負担は無料とします。	翌年度
乳がん検診 (施設検診)	現行のとおりです。	翌年度
骨粗しょう症検診	合併年度は現行のとおりとし、翌年度から対象者は40歳と50歳の女性に、自己負担は無料とします。	翌年度
若年層健診	現行のとおりとし、翌年度から対象者は20歳から39歳までの者に、自己負担は無料とします。	翌年度
事業所検診	現行のとおりとし、町の一部負担は合併時に廃止します。	合併時
腹部超音波検査	他の検診で対応が可能なため、合併時に廃止します。	合併時
機能訓練事業	現行のとおりとし、合併後、速やかに調整します。	—

#### ■歯科、予防接種、結核予防保健事業等

区 分	内 容	統一時期
幼児フッ素塗布事業	現行のとおりです。	—
歯周疾患検診	現行のとおりとし、翌年度から対象者は40・50・60・70歳の希望者とし、自己負担を1,300円とします。(70歳は無料)	翌年度
定期接種(一類疾病)	現行のとおりとし、麻疹の自己負担は町補助6,000円を超えた分とします。 内容：三種混合、ポリオ、麻疹、風疹、日本脳炎、二種混合	合併時
定期接種(二類疾病)	現行のとおりです。 内容：インフルエンザ	—
結核予防事業	現行のとおりです。	—
結核検診	現行のとおりです。	—
健康福祉まつり	現行のとおりとし、合併後、速やかに調整します。	—
在宅当番医制 (休日当番医)	新町においても実施しますが、事業の内容は合併時まで調整します。	合併時

# 子育て・教育・文化に関する事項

## 児童福祉事業

- 市町村行動計画は、合併時までに新町行動計画を策定します。
- 児童手当、遺児手当及び乳幼児医療費助成は、現行のとおりです。
- 児童館は、現行のとおり引き継ぎます。
- ひとり親家庭医療費助成は、現行のとおりとし、所得制限を設けます。
- 放課後児童対策事業（放課後児童クラブ）は、現行のとおりとし、開設時間、利用料は、合併後、速やかに調整します。

## 保育事業

- 保育所は、現行のとおり引き継ぎ、保育料は、合併後、4年間で段階的に統一します。
- 時間外保育及び延長保育は、新町においても実施しますが、地域の状況等を考慮して調整します。
- 乳児保育は、6か月児から実施します。
- 一時保育は、次のとおり統一します。



保育所の様子（馬頭町）

区 分	内 容
一 時 保 育	保育時間／午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 保 育 料／1 日 2,000 円（3 歳未満） 1 日 1,700 円（3 歳以上）

- 第三子以降保育料免除事業は、現行のとおりです。

### ■保育所の状況

区 分	馬頭町	小川町	合 計
保 育 所 数	町立 5 か所	町立 3 か所	町立 8 か所
入所児童数 (定員数)	241 名 (320 名)	122 名 (160 名)	365 名 (480 名)

※平成 16 年 12 月 1 日現在



## 学校教育事業

### ◎幼稚園

- 幼稚園は、現行のとおり引き継ぎ、保育料は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から月額 8,000 円とします。
- 幼稚園の年度末及び年度始めの休業日は、3月 25 日から 4月 7 日までとし、保育時間は、午前 9 時から午後 2 時 30 分までとします。
- 幼稚園就園奨励費は、公立幼稚園、私立幼稚園とも合併年度は現行のとおりとし、翌年度から全町で実施します。
- 幼稚園第二子等保育料減免事業は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から私立幼稚園に同時に就園している場合、保育料を第二子は 1/2、第三子以降は 1/10 に軽減します。

### ◎小・中学校等

- 小・中学校の通学区域は、現行のとおりです。
- 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費、特殊教育就学奨励費は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から支給時期を統一します。
- 児童生徒の健康診断業務は、合併時まで調整します。
- 通学費補助は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一します。

区 分	馬頭町	小川町
小学生	バス通学の児童にバス料金の全額を補助	4km以上の通学児童にバス定期券購入額の 1/3若しくは月額1,500円を補助
中学生	6km 以上の通学生徒のバス通学者にはバス料金の 60/100、自転車通学者は年額 15,000 円を補助	該当なし

- 学校給食は、現行のとおりとし、統合等を視野に入れ、合併後、速やかに調整します。
- 奨学金は、合併時に次のとおり統一します。

区 分	内 容	対象者	返還期間
高校生等	一人月額 13,000 円	経済的理由により修学困難な者	卒業後 20 年以内 (年賦)
大学生等	一人月額 30,000 円		

## ■幼稚園及び小・中学校の状況

区 分		馬頭町	小川町	合 計
幼 稚 園	園数（園）	1	1	2
	園児数（人）	69	65	134
小 学 校	学校数（校）	8	3	11
	学級数（学級）	50	23	73
	児童数（人）	724	423	1,147
中 学 校	学校数（校）	2	1	3
	学級数（学級）	14	9	23
	生徒数（人）	440	241	681

※平成 16 年 5 月 1 日現在

## 社会教育事業

- 生涯学習事業は、現行のとおりとし、合併後に調整します。
- 男女共同参画推進事業は、現行のとおりとし、新町において男女共同参画計画を策定し、事業推進に努めます。
- 成人式は、現行のとおりとし、新町において調整します。
- 社会体育施設は、現行のとおり引き継ぎ、類似する施設の開館時間等は、合併時に統一します。
- 町民運動会等及び各種スポーツ大会等は、現行のとおりとし、合併後に調整します。
- 公民館、図書館等は、現行のとおり引き継ぎ、開館時間等は、合併時に統一します。
- 公民館事業、図書館事業等は、現行のとおりとし、合併後に調整します。
- 公民館等施設整備費補助制度及び公民館等事業関係補助制度は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一します。



■主な社会教育関係施設

区 分	馬頭町	小川町
体 育 館	総合体育館 馬頭西体育館 盛谷体育館	町民体育館
運 動 場	町民運動場 ・町民グラウンド ・那珂川グラウンド 大山田グラウンド 武茂グラウンド	緑化運動公園 ・グラウンド ・テニス場
夜間照明施設	町民グラウンド 大山田グラウンド 武茂グラウンド	緑化運動公園
プ ー ル	町民プール	町民プール
武 道 館 等	武道館	武道館 弓道場 御霊神社弓道場
公 民 館	中央公民館	中央公民館
図 書 館 等	図書館	中央公民館図書室

文化振興

- 国、県及び町の指定文化財や美術館、郷土資料館等は、現行のとおり新町に引き継ぎます。
- 文化祭は、現行のとおりとし、合併後に調整します。
- なす風土記の丘資料館の管理受託は、現行のとおりです。



馬頭町広重美術館（馬頭町）

# 産業・建設に関する事項

## 農業委員会の委員の定数及び任期

- 選挙による委員は、合併特例法の在任特例を適用し、平成 18 年 6 月 30 日まで引き続き在任します。
- 在任特例適用後の選挙による委員の定数は、20 人とし、2 つの選挙区を設けます。

### ■ 農業委員会委員の定数及び任期

区 分	馬頭町	小川町	新 町	
			在任特例期間	特例適用後
定 数	22 (16) 人	15 (10) 人	33 (26) 人	27 (20) 人
任 期	平成 18 年 6 月 30 日まで	平成 17 年 7 月 19 日まで	平成 18 年 6 月 30 日まで	平成 18 年 7 月 1 日から 3 年間

※ ( ) 内は選挙委員数

## 農林水産関係事業

- 農業振興地域整備計画は、新町において速やかに策定します。
- 数量調整円滑化推進事業は、現行のとおりです。
- 町単独生産調整推進対策事業は、合併後に統一します。
- 土地改良事業は、合併時に統一します。
- 中山間地域総合整備事業は、現行のとおりです。
- 災害復旧事業は、現行のとおりです。
- 森林整備計画は、合併後、速やかに策定します。
- 県単独経営作業道整備事業は、現行のとおりとし、町単独の上乗せ分を 20/100 に統一します。
- 町単独作業道整備事業は、現行のとおりとし、採択基準は幅員 2m 以上、補助限度額は 200,000 円に統一します。
- 森林整備地域活動支援交付事業は、現行のとおりです。
- 木材需要拡大事業は、合併時から全町で実施します。

## 商工観光関係事業

- 企業誘致は、現行のとおりです。
- 中小企業融資制度は、現行の制度を基本に合併時まで調整します。
- 観光イベントは、現行のとおり引き継ぎ、新町で調整します。
- 観光客誘致対策事業は、現行のとおりです。



## 建設関係事業

- 町道は、現行のとおり引き継ぎます。
- 道路整備事業は、新町建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業は引き続き実施します。
- 道路占用料及び法定外公物使用料は、合併時まで統一します。
- 町営及び町有住宅管理事業は、現行のとおりです。
- 地籍調査事業は、現行のとおりです。
- 都市計画区域は、現行のとおりです。

■建設関係事業の状況

区 分	馬頭町	小川町
町 道 延 長	191 路線 168,181 m	204 路線 137,219 m
町営住宅管理戸数	125 戸	109 戸
町有住宅管理戸数	23 戸	—
地 籍 調 査 事 業	進捗率 57.87%	進捗率 84.86%
都 市 計 画 区 域	3,880ha	—



町道（小川町）

# その他の事項

## 電算システム

- 住民サービスや学校教育、行政効率の低下を招かないように、電算システムの統廃合を行います。

## 地域間交流事業

- 地域間交流事業（姉妹都市との交流事業）、国際交流事業及び海外派遣事業は、現行のとおりとし、事業内容は合併後調整します。

### ■地域間及び国際交流先

区 分	馬頭町	小川町
国 内	滋 賀 県 秦 荘 町	秋田県仙南村（合併して現在は美郷町）
国 外	米 国 ホースヘッズ村	—

### ■国際交流事業及び海外派遣事業

区 分	馬頭町	小川町
国際交流事業	国際交流ウイークエンド事業 国際交流員設置事業	地域イベント交流事業
海外派遣事業	青少年海外体験学習事業	中学生海外派遣事業

## その他の事業

- 情報公開制度は、小川町の例を基本として合併時に条例を制定し実施します。
- 振興計画、過疎地域自立促進計画、国土利用計画及び土地利用調整基本計画は、合併後1年を目標に新たに策定します。
- 指定金融機関等は、現行の金融機関を基本として合併時まで調整します。
- 斎場及び霊柩車使用に関する助成金は、次のとおり全町で実施します。

区 分	助成金	実施時期
斎場使用料（南那須地区広域斎場使用の場合のみ）	10,000 円	合併時
霊柩車使用料	14,400 円	

豊かな自然と文化にはぐくまれ、  
やさしさと活力に満ちたまちづくり

# 新町建設計画素案 (概要)



# 1 新町建設計画 はじめに

## 計画策定の方針

### ● 計画の趣旨

この計画は、馬頭町と小川町が合併後に新たなまちづくりをしていくための基本方針を示し、2町の速やかな一体性の確立及び均衡ある発展に資する施策を盛り込むものとします。

なお、具体的なまちづくりの方針や施策を定めることになる振興計画は、本計画の趣旨や内容を極力反映させることとし、新町に策定を委ねます。

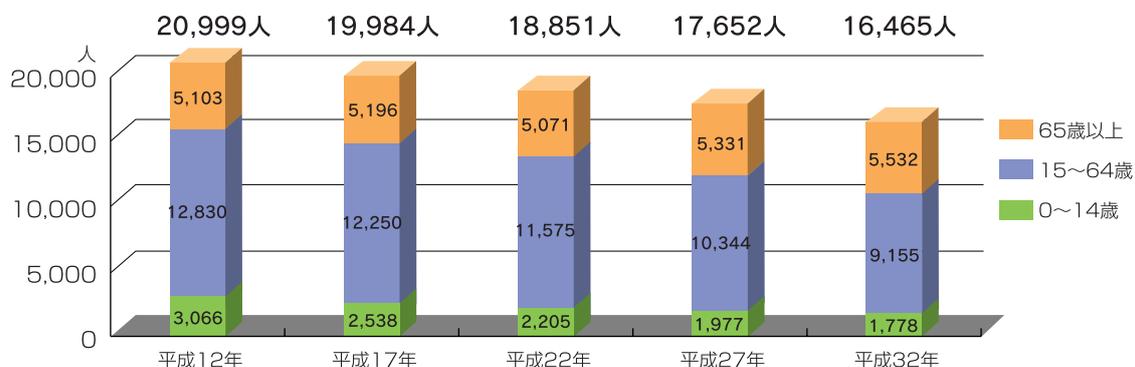
### ● 計画の構成

この計画は、新町におけるまちづくりの基本方針、主要施策、公共施設の適正配置と整備及び財政の見通しを中心として構成します。

### ● 計画の期間

本計画の期間は平成17年度から平成26年度までの10ヶ年間とします。

## 将来人口の推計



## 合併の必要性と効果

### 必要性

- 財政基盤の脆弱化硬直化
- 行政ニーズの多様化複雑化
- 行財政の構造改革
- 地方分権の進展

合併による  
まちづくり

### 効果

- 効率的合理的な行政運営
- 財政支援措置による弾力的な財政運営
- 行政コストの軽減
- 広域的な視点に立った事業展開

# 2

新町建設計画

## 新たなまちづくりの基本方針

### 目指すべき将来像

新たなまちづくりのためには「2町の誇れるものを活かしながら課題を克服する」という点にあり、これをいくつかの観点から示唆されることと合わせると、新町の将来像は次のように描くことができます。

- ① 地方分権に対応した行財政改革と住民自治が確立したまち
- ② 人や物が安全でスムーズに行き交うまち
- ③ 豊かな自然のなかで誰もが健康で生活できるまち
- ④ 魅力ある歴史文化資源のネットワークにより人がにぎわうまち

### まちづくりのテーマ

豊かな自然と文化にはぐくまれ、  
やさしさと活力に満ちたまちづくり

### 基本理念

限りある財源をみんなに透明に  
まちづくりの「あれか、これか」に最大限に活かす

限りない知恵をみんなの協働で  
まちづくりの「あれも、これも」に最大限に活かす



**1 改革への道**

(行財政改革と住民参加による協働のまちづくり)

**2 安全・快適な**

**ユニバーサルデザインのまちづくり**

(自然と調和した都市基盤・生活環境基盤の充実)

**3 笑顔あふれる**

**元気で心あたたかなまちづくり**

(支えあいながら生活できる保健福祉の充実)

**4 人を育て未来を拓くまちづくり**

(次代を担う人材育成と教育環境の充実)

**5 人がにぎわい活力あるまちづくり**

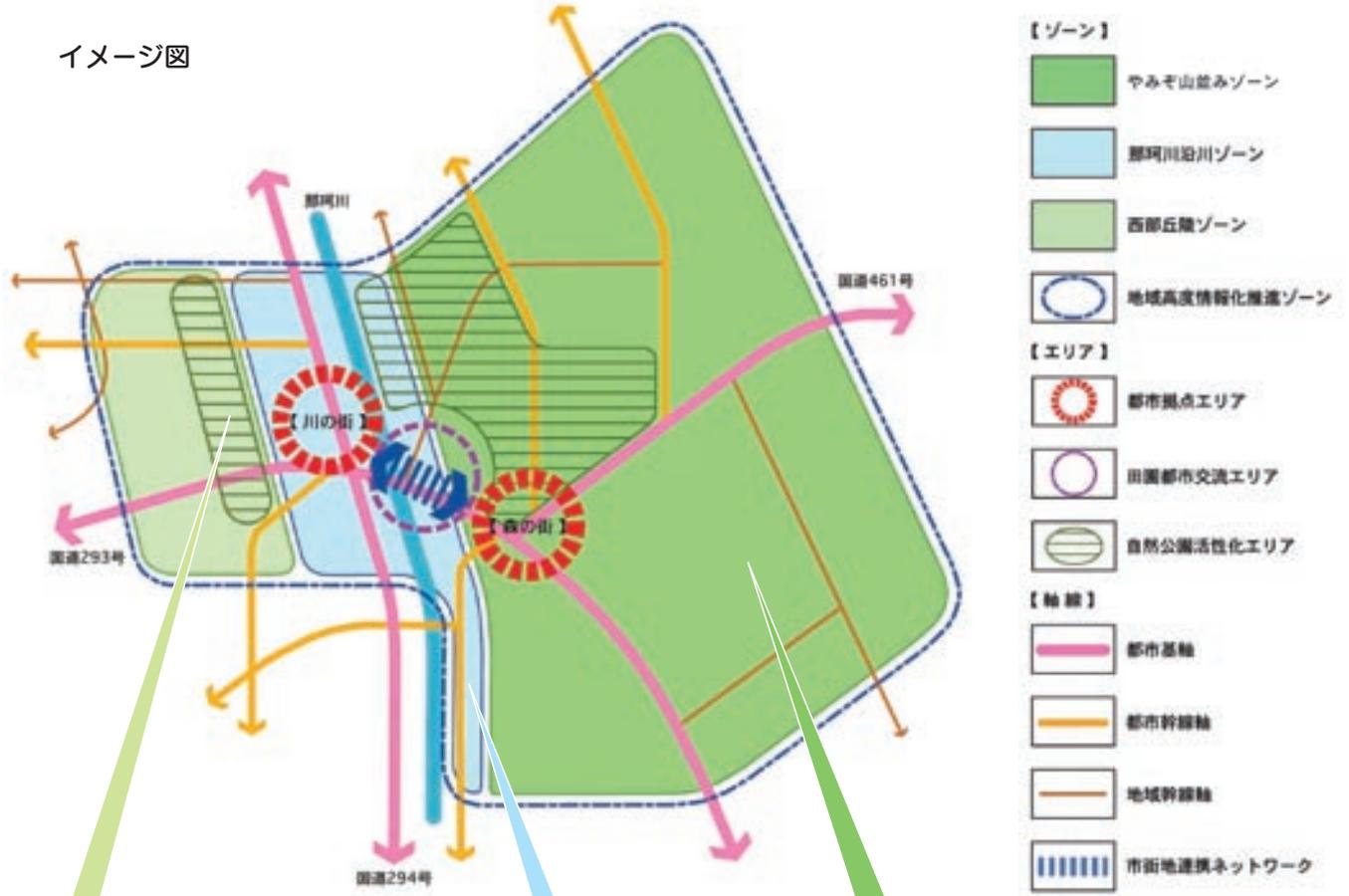
(歴史文化資源や観光資源を活かした産業の振興)

**6 豊かな自然と共生するまちづくり**

(豊かな自然を次代に継承するための保全対策)

# 新町のすがた

イメージ図



西部丘陵ゾーンは、丘陵地と田園が広がる中に、集落が点在して形成されている地域です。  
このゾーンでは、良好な緑の保全や、優良な営農環境を有する集落地の維持を基本としたまちづくりを目指します。

那珂川沿川ゾーンは、東部山間部と西部丘陵地の間に位置しており、南流する清流那珂川に沿って沃野な田園がひらけ、河岸段丘上に小川市街地が形成され、その周辺に特色のある国指定史跡が点在する地域です。  
このゾーンでは、総合的に那珂川のうまいのある水辺空間と地域資源の活用を基本としたまちづくりを目指します。

やみぞ山並みゾーンは、八溝山系の玄関口に位置し、壮大な森林が広がる中を清流武茂川が流れ、その下流域に馬頭市街地や田園が形成され、市街地やその周辺に魅力ある「馬頭町広重美術館」「馬頭温泉郷」「道の駅ばとう」などの地域資源が点在している地域です。  
このゾーンでは、総合的に八溝山系の豊かな自然環境の保全と魅力ある地域資源の活用を基本とし、自然と人が共生するまちづくりを目指します。

地域高度情報化推進ゾーンは、地域高度情報化計画に基づきケーブルテレビを核とした、地域の情報化や行政の電算システムネットワーク化、学校間ネットワーク化を推進する地域で新町全体がゾーンになります。新町の一体化を早期に進めるため、情報化時代に対応した各種の行政サービスの高度情報化を図ります。

# 3

## 新町建設計画

# 新町の主要施策

## 1 改革への道

### 行財政改革と住民参加による協働のまちづくり

新町の将来像の実現は、行財政改革のでき如何にかかるところが大きいものと思われます。合理的な行政運営や効率的で健全な財政運営が図られるよう、速やかに改革への道を歩み出します。また、住民参加による協働のまちづくりを推進するための仕組みづくりを行います。さらに、広域行政事務組合における行財政改革や共同事務処理拡大を促進します。

#### ①行財政改革の強力な推進

- 行財政改革の実施
- 財政の健全運営
- 定員適正化の実施

#### ②住民参加・協働の促進

- 住民参加・協働のまちづくりの推進

#### ③広域行政事務組合における共同事務処理の促進

- 広域行政事務組合の共同事務処理の拡大促進  
など



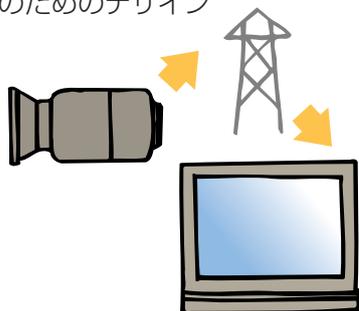
## 2 安全・快適なユニバーサルデザインのまちづくり

### 自然と調和した都市基盤・生活環境基盤の充実

緑豊かで素晴らしい自然と調和した道路や公園など、地域住民の誰もが利用しやすく安全で快適な都市基盤の整備・充実を図ります。

また、日常生活において安心が実感できるよう、上下水道や地域防災及び情報通信などの生活環境基盤の整備充実を図ります。

\*ユニバーサルデザイン：すべての人のためのデザイン



#### ①都市基盤整備

- 主要町道の重点的な整備推進
- 計画的な生活道路などの町道の整備促進
- 町営バス・コミュニティバス路線の再編及び利用促進

#### ②生活環境基盤整備

- 水源確保及び水道施設の整備充実
- 公共下水道の推進
- 浄化槽の設置推進
- 防災対策の充実
- 消防施設設備の整備充実
- ケーブルテレビ高度化の推進
- ケーブルテレビを核とした地域高度情報化ネットワーク化の推進
- 保健、福祉、教育等の情報通信サービスの検討  
など

## 3

## 笑顔あふれる元気で心あたたかなまちづくり

## 支えあいながら生活できる保健福祉の充実

子供からお年寄りまで、誰もが心身ともに健康で、住みなれた地域で支えあいながら、いきいきと生活できるよう、健康、医療、福祉、少子高齢化対策などの充実を図ります。



## ①医療・保健の充実

- 生涯を通した各種検診事業の強化
- 生活習慣病・疾病予防対策の充実

## ②高齢者福祉・社会福祉の充実

- 地域福祉基盤の整備充実
- ボランティア育成、地域福祉活動支援体制の充実
- 高齢者、障害者等の社会参加・生きがい対策の推進

## ③児童福祉・子育て支援の充実

- 子育て支援、児童虐待等の相談体制の充実
- 地域全体で支える子育て支援の充実の調査研究
- 保育施設の整備充実

## ④その他

- 社会保障制度の健全な運営
  - 男女共同参画社会づくりの推進
- など

## 4

## 人を育て未来を拓くまちづくり

## 次代を担う人材育成と教育環境の充実

次代を担う人材育成と豊かな人間形成を目指して、地域の特性を活かした特色ある学校教育や生涯学習などの充実を図ります。



## ①学校教育の充実

- 学校、家庭、地域一体となった教育体制の推進
- 心の教育、人権教育の推進
- 国際理解教育の推進
- 義務教育施設の整備充実

## ②生涯学習の充実

- 生涯学習推進体制の充実
- まちづくりのリーダーとなる人材育成の推進
- 生涯学習施設の整備充実

## ③スポーツ・レクリエーションの振興

- スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりの推進
- 社会体育施設の整備充実

## ④文化振興

- 史跡整備の推進及び有効活用の推進
- 歴史文化施設の整備充実及び効率的活用の推進
- 地域文化伝統芸能の保存継承

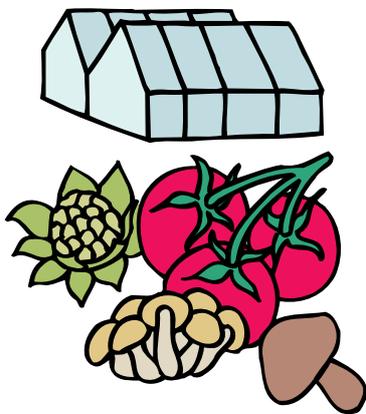
## ⑤国際交流振興

- 海外体験学習、国際理解教育、語学教育の充実
- など

## 5 人がにぎわい活力あるまちづくり

### 歴史文化資源や観光資源を活かした産業の振興

魅力ある歴史文化資源や観光資源を地域の人材や情報通信技術でネットワーク化し、人がにぎわい活力のある観光基盤の整備充実を図ります。また、観光と連携した農林水産業の振興や商工業の振興を図ります。



#### ①農林水産業振興

- 農業生産基盤の整備充実
- 首都圏農業の振興
- グリーンツーリズムの推進
- 地産地消の推進
- 畜産振興総合対策の推進
- 林業生産基盤の整備充実
- 八溝材のブランド化の推進
- 特産林産物の生産振興

#### ②商工業振興

- 商業活性化のための支援・体制の充実
- 産官学連携による商工業活性化の促進
- 工業団地への企業誘致推進

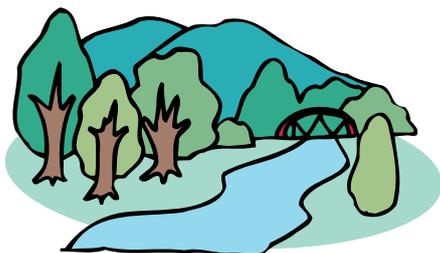
#### ③観光振興

- 観光ネットワークの形成・推進体制の整備充実
  - 観光施設の整備充実
  - 観光資源の開発・充実
  - 特産品の開発促進
- など

## 6 豊かな自然と共生するまちづくり

### 豊かな自然を次代に継承するための保全対策

緑豊かですばらしい自然は、次代に継承すべき共有財産として、自然環境の保全対策を図るとともに、広域的な視野に立って生活環境の保全対策を図ります。



#### ①自然環境保全・活用

- 自然環境保全のための基盤整備の推進

#### ②生活環境保全

- 廃棄物処理対策の推進
  - 循環型社会づくりの推進
- など

# 4

## 新町建設計画

### 新町における栃木県事業の推進



地方分権の時代において、ともに地方自治を担う対等協力のパートナーとして、栃木県には新しいまちづくりに向けた積極的な事業の推進を要望します。

#### ●暮らしを支える社会基盤の整備

新町の一体化と均衡ある発展のため、国道県道等の計画的な整備推進を要望します。

#### ●自然と調和した生活環境基盤の整備

地域の一体性の確立を図るための高度情報化事業や公共下水道事業の支援を要望します。

自然環境に配慮した安全で快適な河川の整備、危険地域や危険箇所などの土砂災害防止施設の整備推進を要望します。

#### ●人と自然が共生するための自然環境や生活環境の保全対策

八溝県立自然公園や自然保全地域などの景観保全に取り組み、生活環境の保全を図るため、廃棄物処理対策の支援を要望します。

#### ●活力ある産業の振興

地域の特色を活かした農林水産業の振興や、将来性や成長力に富んだ企業誘致の支援を要望します。

魅力ある地域資源を活かした都市と農村の交流と広域連携による観光誘客の取り組みを要望します。

# 5

## 新町建設計画

### 公共施設の適正配置と整備



公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮し、全体のバランスや地域の特性、地域住民の利便性を考慮しながら、人口の推移や財政状況などを総合的に勘案し統合整備を図ります。

また、新たな公共施設の整備については、既存施設の有効活用について十分検討するとともに事業効果や効率性を考慮し、適正な施設の整備に努めます。

なお、新町の事務所は馬頭町役場とし、小川町役場は、当面総合支所として活用し、地域住民へのサービス低下を招かないよう配慮します。

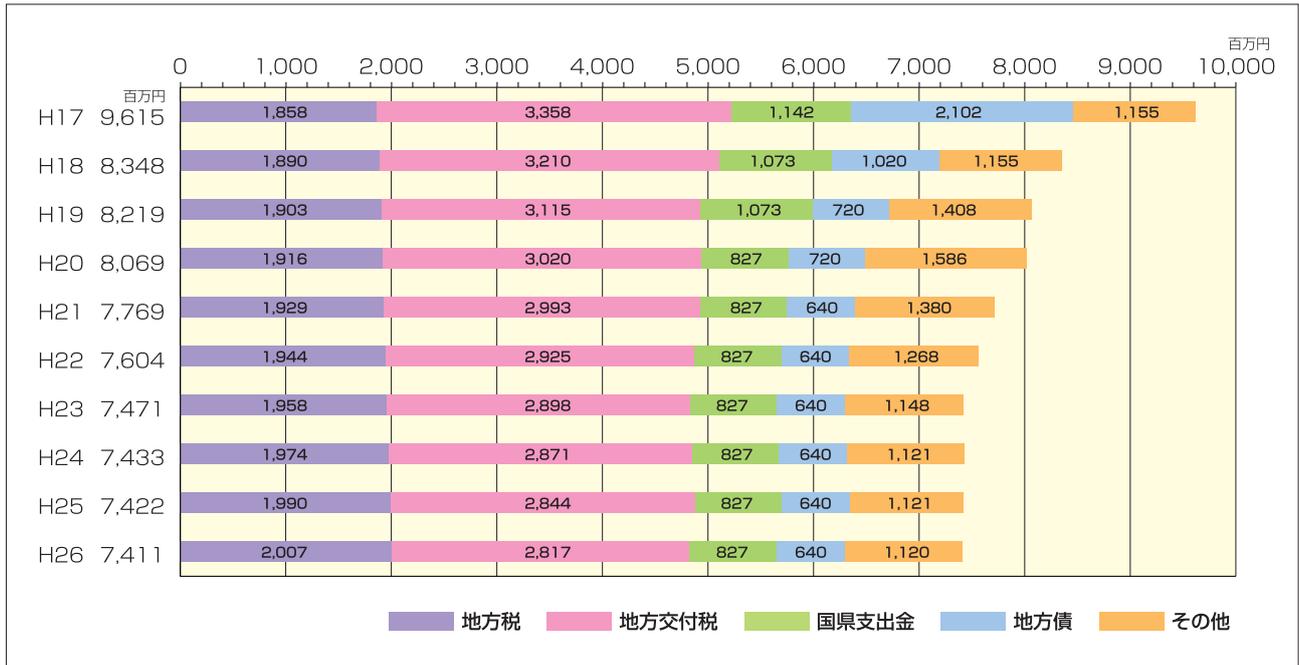
# 6

## 新町建設計画

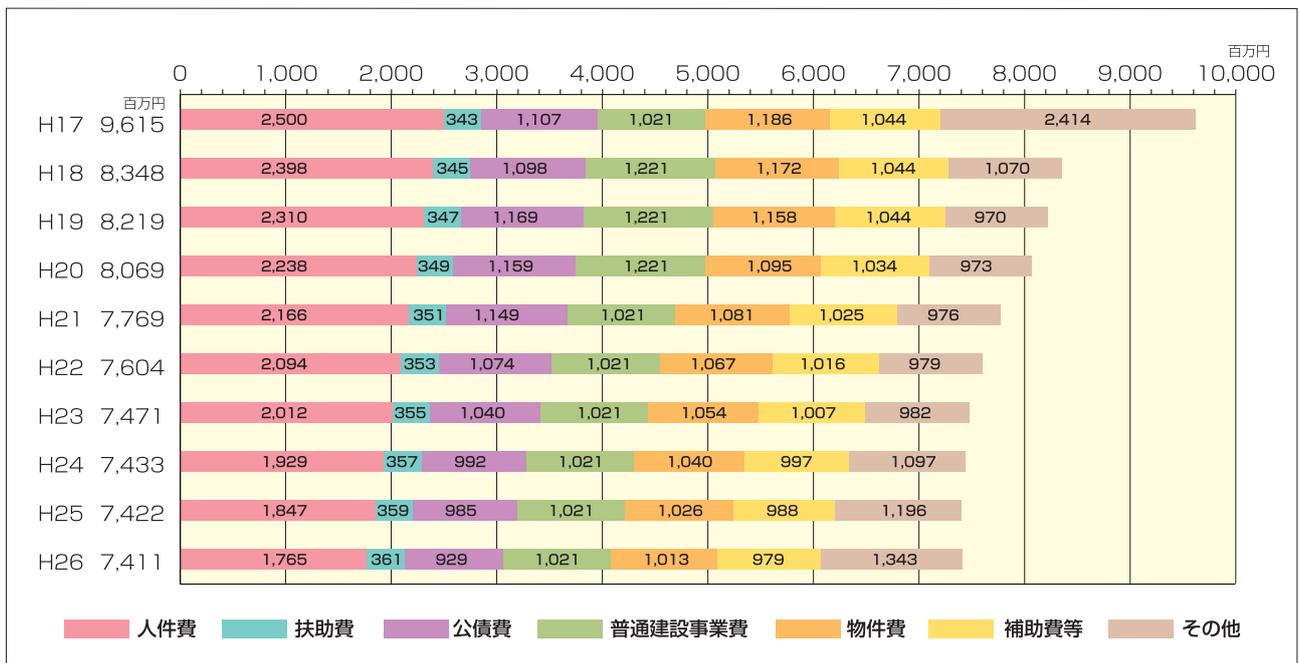
### 財政の見通し

合併年度の平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 ヶ年間について、歳入、歳出の各項目ごとに、過去の実績を基礎として、合併にかかる特例措置、経費の増減等を見込み、普通会計ベースで策定しています。

#### 歳入の見通し



#### 歳出の見通し



## 歳入の推計基準

### 地方税

過去の実績を基準に、今後の経済見通し並びに人口の推移を勘案し、現行税制の継続を基本に推計しています。また、地方財政制度の改革の動向を踏まえ、将来的な税源委譲分を見込んでいます。

### 地方交付税

国における地方財政制度改革、いわゆる三位一体の改革により削減されている点に配慮するとともに、合併による普通交付税の算定特例分、特別交付税措置分及び合併特例債償還に伴う普通交付税算入分を見込んで推計しています。

### 国県支出金

地方財政制度改革の影響により、減少傾向で推移していくものと見込むほか、合併市町村補助金・交付金を見込んで推計しています。

### 地方債

通常債については、当該年度の投資経費とのバランス、後年度の公債費の負担に配慮した起債を見込んで推計しています。また、合併特例債（「建設事業分」、  
「基金造成分：平成17年度のみ約11億円」を含む。）の起債分も見込んでいます。

### その他

地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、ゴルフ場利用税交付金、使用料及び手数料、財産収入など。

## 歳出の推計基準

### 人件費

合併による特別職等の削減、一般職の退職者の補充抑制による削減を見込んで推計しています。

### 扶助費

過去の実績推移を基準に、将来における高齢者人口の伸び率を勘案して推計しています。

### 公債費

平成16年度までの地方債に係る償還見込額に、新町における新たな地方債（合併特例債等）に係る償還額を見込んで推計しています。

### 物件費

過去の実績推移を基準に、合併後のスケールメリットや事務の合理化による抑制を見込んで推計しています。

### 補助費等

過去の実績推移を基準に、合併に伴う各種団体の再編等を考慮して推計しています。

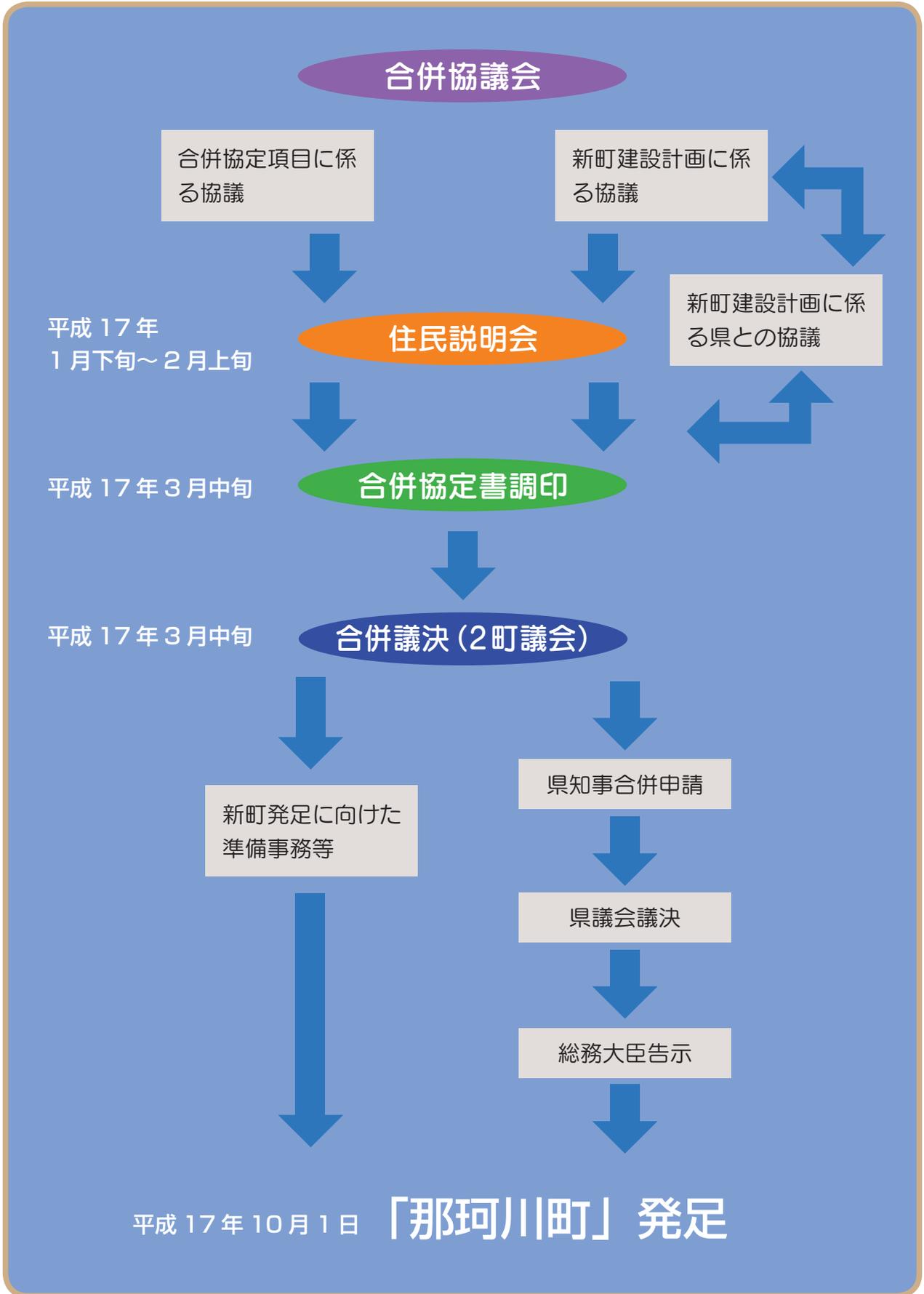
### 普通建設事業費

財政運営の健全性の確保を前提として、新町建設計画に基づく事業及び本計画以外の経常的な普通建設事業を見込んで推計しています。

### その他

維持補修費、繰出金、積立金（平成17年度のみ基金造成分を含む。）、投資・出資・貸付金など。

## 今後の日程



合併協定項目の調整内容の詳細につきましては、2 町のホームページ、広報紙をご覧ください。なお、分からない点などありましたら、お気軽に合併協議会事務局または 2 町の合併担当課にお問い合わせください。

### 馬頭町・小川町合併協議会事務局

---

〒324-0613 那須郡馬頭町大字馬頭 555 番地 山村開発センター 3 階

Tel.0287-92-8001 Fax.0287-92-3039

E-mail : gappei@town.bato.tochigi.jp

**馬頭町総務課** Tel.0287-92-1111 Fax.0287-92-2406

**小川町企画財政課** Tel.0287-96-2112 Fax.0287-96-4545